

# 公益財団法人 日本下水道新技術機構

## 第 8 回評議員会議事録

1. 開催された日時 平成 28 年 3 月 18 日 (金) 13 時 30 分から 15 時 15 分
2. 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
3. 評議員総数 9 名
4. 出席評議員数 7 名  
(出席) 生亀 孝志 小川 健一 楠田 哲也 久米 辰雄  
曾小川久貴 松尾 友矩 松木 晴雄  
(欠席) 木下 哲 山下 研二  
(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一

### 5 議 題

#### 議案 (決議事項)

第 1 号議案 理事の選任に関する件

第 2 号議案 「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の一部改正及び「非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについて」の制定の承認に関する件

その 1 「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の一部改正に関する件

その 2 「非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについて」の制定の承認に関する件

#### 報告事項 1 (理事会決議事項の報告)

(1) 「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」の策定及び「取扱規程」の制定について

その 1 特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための基本方針

その 2 特定個人情報取扱規程

(2) 就業規則の一部改正について

(3) 給与規程の一部改正及び年度末特別手当の支給について

その 1 給与規程の一部改正について

その 2 年度末特別手当の支給について

(4) 平成 28 年度事業計画及び収支予算等について

その 1 平成 28 年度事業計画書

その 2 平成 28 年度収支予算書

その 3 平成 28 年度資金調達及び設備投資の見込み

#### 報告事項 2 (上記以外の報告)

(1) 役員評価委員会の結果報告

(2) 中期事業計画 (案) について

(3) 代表理事の職務執行状況報告

### 6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告

古瀬事務局長から評議員会の決議要件について、定款第 23 条第 1 項の規定により、決議について、評議員の中で特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本評議員会の出席者数は 9 名中 7 名であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる評議員がいなければ、本評議員会での決議

事項は成立することの報告があった。

(2) 議長の選出

古瀬事務局長から議長の選出について、「その評議員会において、出席した評議員会の中から選出する」ことの説明があり、その間、江藤理事長が議事を進行した。

その後、江藤理事長が議長の推薦を求めたところ、久米評議員から『長きにわたる学識経験や機構業務をよく理解されている松尾評議員を議長に推薦する』との発言があり、他に推薦がなかったことから本評議員会の議長は、松尾友矩評議員が選出された。

(3) 議事録署名人の報告

定款 26 条第 2 項の規定による議事録署名人は松尾議長に一任され、次の 2 名が選出された。

曾小川久貴 評議員 及び 松木 晴雄 評議員

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第 1 号議案 理事の選任に関する件

江藤理事長から、本議案に関しこれまでの経緯として、①昨年の評議員会における第 2 期理事の選任に当たり、役員推薦委員会から専務理事として推薦のあった岡久宏史氏は、その時点では就任が困難であったため選任されなかったこと。②その後の役員推薦委員会における調整の結果、同氏は 12 月で前勤務先を退職し、理事会の承認を得て 1 月 1 日付で下水道新技術研究所長に採用したこと。③2 月 1 日に役員評価委員会を開催し、報告事項 2 の (1) のとおり「同氏を機構の専務理事として適任であると評価する。」という結果をいただいたことの説明があった。

このあと、本議案は、以上の結果を踏まえて同氏の理事選任について本評議員会に附議するものであること。なお、専務理事の選任は理事会議決事項なので、本評議員会で同氏が理事に選任された後、理事会に諮ることとしていたが、本日の開催が困難であるため、定款第 41 条（決議の省略）に基づき、書面により同意を得ることについて理事・監事全員から了解を得ていること。また、理事・監事全員の書面がそろった日が、理事会の議決のあった日となることの説明があった。

このあと、意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

第 2 号議案「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」の一部改正及び「非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについて」の制定の承認に関する件

その 1 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正に関する件

その 2 非常勤役員及び評議員の報酬の額等の定めについての制定の承認に関する件

冒頭、議長から、第 2 号議案その 1 とその 2 は関連議案につき、一括審議とする発言があった。

このあと、江藤理事長から、機構は評議員及び非常勤役員に交通費名目で一定額を支給しているが、内閣府は、他の法人の立入検査の際に、同様の会計処理をしている法人に対し、実費相当の費用として積算根拠が明らかでない一定額を交通費等の名目で支給することは会計処理として適切でなく、報酬と交通費を区分して支給すべきであると指導していること。機構としてはこれを踏まえ、今後は、報酬と交通費を区分して支給することとし、報酬の額を明らかにする必要があるため、第 2 号議案その 1 及びその 2 を提案することとした説明があった。

このあと、同議案その1においては、規程の改正内容及び条文について、その2においては報酬額を20000円として提案した根拠及び経緯等について詳細な説明があった。その中で、同議案その2は理事会の議決事項であるが、評議員及び非常勤役員全体に関わる事項であることから評議員会の承認を得たいこと。また、報酬額の根拠は、金額は20000円を支給している法人が多かったこと。また、評議員・非常勤役員には法的責任をもって職務を担っているの、その対価として評議員及び非常勤役員に20000円を提示して、意向を確認したが、概ね、事務局案でよいのではないかという回答があったことから、それを根拠に提案したことの説明があった。

このあと、同議案その1及びその2に関して次のとおり質疑応答があった。

曾小川評議員 議案その2については、評議員会で承認された後、手続として理事会で議決することになるのか。

江藤理事長 その2の報酬の額は、理事会の議決事項になっており、既に議決されているのでその手続はない。

松尾議長 規程第4条第2項で30000円を限度として支給できるとあり、報酬は定額ではなく上限を設けているが、曖昧な感じがする。

江藤理事長 この規程は、一般的なモデル規程を参考にして制定したものであるが、これは、報酬の限度額や年間総額は評議員会で決めて、運用は理事会に任せようという趣旨である。

以上のほか、意見・質問はなく、議長が本議案その1及びその2について諮ったところ、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

#### ○報告事項1（理事会決議事項の報告）

（1）特定個人情報等の取扱いに関する基本方針の策定及び取扱規程の制定について

その1 特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための基本方針

その2 特定個人情報取扱規程

事務局より、平成28年1月以降、個人番号を含む個人情報（特定個人情報）を取り扱うことになったが、その管理のために適切な安全管理措置を講じることが法令等で義務付けられていること。このため、本機構における「特定個人情報等の適正な取扱いの確保のための基本方針」及び「特定個人情報取扱規程」を制定したことについて一括して報告があった。

このあと、同報告に関して次のとおり質疑応答があった。

松尾議長 委員会などの謝金の支払い関係で、委員等の個人番号を取り扱うことになると思うが、どのくらいの人数になるのか。

江藤理事長 評議員会や理事会、技術委員会をはじめとする各種委員会などで、およそ200人くらいになるのではないかと考えている

このあと、当該報告に関して意見・質問はなかった。

（2）就業規則の一部改正について

事務局より平成28年1月以降、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を取り扱うことになったが、これに伴い、職員の採用時におけるマイナンバーの提出及び職員が特定個人情報を漏えいさせた場合並びに特定個人情報取扱規程に違反した場合等の措置について就業規則に定める必要があること。また、本規則中、休暇、休職期間及び退職の取扱いに関する事項について記述内容を明確にするため一部補完する必要があるとして本規則を改正したことについて報告があった。

このあと、同報告に関して次のとおり質疑応答があった。

松尾議長 就業規則を変更したときの手続きについて説明願いたい。  
事務局 使用者は、就業規則を変更した場合、職員代表の意見を聞いたうえで、所轄の労働基準監督署に届け出ることになる。

このあと、当該報告に関して意見・質問はなかった。

(3) 給与規程の一部改正及び年度末特別手当の支給について

その1 給与規程の一部改正について

その2 年度末特別手当の支給について

事務局より、本年度は大幅な事業費の増加に伴い、職員の業務量も膨大になったが、職員の労に報いるとともに、今後も業務に対するモチベーションを維持してもらうため年度末特別手当を支給することとしたこと。このため、給与規程を改正したこと及び本年度の同手当の支給に関し報告があった

このあと、同報告に関して次のとおり質疑応答があった。

松尾議長 年度末特別手当は、毎年支給するというわけではないのか。

江藤理事長 手当の支給については、額も含めて理事会の議決事項となっていることから、そこでお諮りすることになる。

久米評議員 支給金額は50000円ということであるが、もっと出せる状況であれば増額してもよいのではないか。

江藤理事長 本年度の支給額について明確な根拠はないが、公益法人として収支状況を総合的に勘案し、手当の金額は少ないかもしれないが慰労金として支給させていただくこととした。

このあと、当該報告に関して意見・質問はなかった。

(4) 平成28年度事業計画及び収支予算等について

その1 平成28年度事業計画書

その2 平成28年度収支予算書

その3 平成28年度資金調達及び設備投資の見込み

事務局より、当該報告その1からその3まで関連につき、一括して報告があった。最初のその1では、I基本方針、II事業計画及びIII組織管理運営の適正化と効率化の各項目について詳細な報告があった。その2では、前年度の各科目と比して報告があった。また、その3については、設備投資として、セキュリティシステム導入のためのサーバー購入及び機構内データベースシステムの開発を予定していることの報告があった。

このあと、同報告に関して次のとおり質疑・応答があった。

松木評議員 事業計画は、内容的には異論はないが、重要なのは、それがどう具体化・実現できるかということに尽きると思っている。民間の立場からいうと、新しい技術を機構に出して、それが具体的にどうなるかが大事だと思っている。民間も自治体に対して、新技術を展開できるようには努力するが、新技術に対する機構側からの支援と絡み合いながら新しい技術が展開できるような形になったらよいのではないかと考えている。そのためにもぜひ、機構と民間の意見交換の場を設けてもらうことも必要ではないかと思っているので検討をお願いしたい。

江藤理事長 ただ今のお話にあった意見交換の場であるが、感謝状贈呈式を来週行

うことにしている。贈呈式終了後に意見交換の時間をとって、機構に対する要望や意見を承りたいと思っている。なお、件数は共同研究案件 9 件と増加している。

松木評議員 件数だけでなく、発注金額というテリトリーではどうか。

江藤理事長 共同研究の成果が直ちに発注に結びついているかどうかは、例えば、公共団体の改築工事のタイミングに合わせて採用するといった時間がかかって効果を発揮している取組もある。案件ごとに事例としては把握しているが、金額についてどうかという難しい状況にある。

事務局 お尋ねの件の答ではないが、現在、理事長から、今まで共同研究で開発した技術を必要などころに持ち込んでいくよう指示が出ており、公共団体のニーズをよく把握して共同研究のPR活動に努めていきたいと考えている。

小川評議員 民間の方は、機構と一緒に共同研究を行うと、それを早く使ってもらえる自治体が増えるとか期間が縮まるといったようなメリットが見えてくると、機構と一緒に共同研究を行おうという気になるのではないかと思う。機構には、その辺の工夫も考えてもらえたらと思っている。

江藤理事長 共同研究のPRがまだまだ足りないということで反省している。共同研究の成果をいかにして事業に結びつけていくか、反映させていくかは大きな課題であり、いろいろな面から取り組んでいきたいと考えている。

松尾議長 平成 27 年度は収益が上がったということだがその要因は何か。

江藤理事長 機構の主たる収入源というのは、国、公共団体、民間の調査研究事業であり、平成 27 年度は、件数、金額とも大幅に増加している。その要因の一つとして、公共事業予算が若干ではあるが回復した。それが機構の調査研究事業に結びついているのではないかと考えている。

このあと、当該報告に関して特段の意見・質問はなかった。

## ○報告事項 2 (上記以外の報告)

### (2) 中期事業計画 (案) について

事務局より、本機構として、今後の技術開発や調査研究の方向性を明らかにするとともに、重点的に取り組む技術分野と目標を示した中期事業計画 (案) の策定状況について報告があった。

このあと、同報告に関して次のとおり意見及び質疑・応答があった。

松木評議員 この中期計画については、機構がこれまで取り組んできたことの総括を踏まえて検討してほしい。それと、計画は 5 年間なので、この 5 年の中で、これは下水道全体の話ではあるが、下水道の新技术はどこが担うのか、機構として立つ位置をどうするのかという議論があってもよいのではないか、この 5 年の中の大きな基本ではないかと思っている。

久米評議員 この中期計画に水素に関する記述がない。特に、地方において下水道が水素社会に貢献すると思う。水素ステーションがいいのか F I T 発電がいいのか、自動車でも N G V がいいのか燃料電池車がいいのかななどを総合評価して、都市の規模を勘案して提案してほしい。例えば、トラックや公共バスをベースに活用して、地方の水素社会の構築・普及という観点で是非考えてもらえればと思っている。

松尾議長 水素の評価というのは、エネルギー的に微妙なところがある。

久米評議員 基本的にそこも評価すればよいのではないか。地方は車が増えないから、多分、民間は水素ステーションはつくらないと思う。せっかく下水道というエネルギーがあってインフラを担うだけのポテンシャルがあ

るので、その評価も含めて検討してほしい。

曾小川評議員 下水道技術ビジョンの中で、機構に役割分担がなされているということであれば、機構の位置付けとして、こういうところで役割を果たしているということを強く示したらどうか。それと、体系図の中で、10年後、20年後の長期目標はあるが、5年後のところは項目だけなので、中期の目標として、何をどこまでやるのかということを確認にした方が理解しやすいと思う。

松尾議長 数値目標についてはいかがか。

事務局 中期計画の内容によっていろいろあると思うので検討させていただきたい。

このあと、当該報告に関して特段の意見・質問はなかった

(3) 代表理事の職務執行状況報告

代表理事である江藤理事長から職務執行状況報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時15分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成 28 年 3 月 18 日

議長

松尾友矩



署名人

曾小川 久貴



署名人

松本 晴雄

